

※処理事項

発信年月日  
通信日付印

確認

整理番号

事務所  
区

管理番号

申告区分

令和 年 月 日  
広島県 県税事務所長 様

法人番号

この申告の基礎  
法人税の令和 年 月 日  
の修正・更正・決定による。

申告年月日  
年 月 日

所在地  
(本県が支店等)の場合は本店所在地と併記)

(ふりがな)  
代表者氏名

(ふりがな)  
経理責任者氏名

事業種目

期末現在の資本金の額  
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

期末現在の資本金の額及び  
資本剰余金の額の合算額  
(解散日現在の額)

兆 十億 百万 千 円

資本金の額が1億円以下の普通法人  
のうち中小法人等に該当しないもの

非中小法人等

期末現在の資本金の額及び  
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

期末現在の  
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

法人区分  
イに掲げる法人

事業税

特別法人事業税

道府県民税

関与税理士名

(電話)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

摘要

課税標準

税率(100)

税額

所得割

所得金額総額  
別表5③

28

兆 十億 百万 千 円

税額

(使途秘匿税額等)  
法人税法の規定によっ  
て計算した法人税額

①

兆 十億 百万 千 円

所得割

年400万円以下の金額

29

兆 十億 百万 千 円

000

試験研究費の額等に係る  
法人税額の特別控除額

②

兆 十億 百万 千 円

所得割

年400万円を超え年  
800万円以下の金額

30

兆 十億 百万 千 円

000

還付法人税額等の控除額

③

兆 十億 百万 千 円

所得割

年800万円を超える  
金額

31

兆 十億 百万 千 円

000

退職年金等積立金に係る  
法人税額

④

兆 十億 百万 千 円

所得割

計 ②⑨+③①+③②

32

兆 十億 百万 千 円

000

課税標準となる法人税額  
①+②-③+④

⑤

兆 十億 百万 千 円

所得割

軽減税率不適用  
法人の金額

33

兆 十億 百万 千 円

000

2以上の道府県に事務所又は事  
業所を有する法人における課税  
標準となる法人税額

⑥

兆 十億 百万 千 円

付加価値割

付加価値額総額

34

兆 十億 百万 千 円

000

法人税割額  
(⑤又は⑥×100)

⑦

兆 十億 百万 千 円

付加価値割

付加価値額

35

兆 十億 百万 千 円

000

道府県民税の特定寄附金  
税額控除額

⑧

兆 十億 百万 千 円

資本割

資本金等の額総額

36

兆 十億 百万 千 円

000

税額控除超過額相当額の  
加算額

⑨

兆 十億 百万 千 円

資本割

資本金等の額

37

兆 十億 百万 千 円

000

外国関係会社等に係る控除対  
象所得税額等相当額の控除額

⑩

兆 十億 百万 千 円

収入割

収入金額総額

38

兆 十億 百万 千 円

000

外国の法人税等の額の控  
除額

⑪

兆 十億 百万 千 円

収入割

収入金額

39

兆 十億 百万 千 円

000

仮装経理に基づく法人税  
割額の控除額

⑫

兆 十億 百万 千 円

所得割

所得金額  
別表5③

40

兆 十億 百万 千 円

000

差引法人税割額  
⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫

⑬

兆 十億 百万 千 円

所得割

所得金額

41

兆 十億 百万 千 円

000

既に納付の確定した当期  
分の法人税割額

⑭

兆 十億 百万 千 円

付加価値割

付加価値額総額

42

兆 十億 百万 千 円

000

租税条約の実施に係る法  
人税割額の控除額

⑮

兆 十億 百万 千 円

付加価値割

付加価値額

43

兆 十億 百万 千 円

000

この申告により納付すべき法  
人税割額 ⑬-⑭-⑮

⑯

兆 十億 百万 千 円

資本割

資本金等の額総額

44

兆 十億 百万 千 円

000

算定期間中において事務所  
等を有していた月数

⑰

兆 十億 百万 千 円

資本割

資本金等の額

45

兆 十億 百万 千 円

000

円× $\frac{⑰}{12}$

⑱

兆 十億 百万 千 円

収入割

収入金額総額

46

兆 十億 百万 千 円

000

既に納付の確定した当  
期分の均等割額

⑲

兆 十億 百万 千 円

収入割

収入金額

47

兆 十億 百万 千 円

000

この申告により納付す  
べき均等割額 ⑱-⑲

⑳

兆 十億 百万 千 円

合計事業税額

⑳又は㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿

48

兆 十億 百万 千 円

000

事業税の特定  
寄附金税額控除額

㉑

兆 十億 百万 千 円

000

仮装経理に基づく  
事業税額の控除額

㉒

兆 十億 百万 千 円

000

差引事業税額  
⑳-㉑-㉒

㉓

兆 十億 百万 千 円

000

既に納付の確定した  
当期分の事業税額

㉔

兆 十億 百万 千 円

000

租税条約の実施に係る  
事業税額の控除額

㉕

兆 十億 百万 千 円

000

この申告により納付  
すべき事業税額㉓-㉔-㉕

㉖

兆 十億 百万 千 円

000

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業

所得割

所得金額

55

兆 十億 百万 千 円

000

付加価値割

付加価値額

56

兆 十億 百万 千 円

000

資本割

資本金等の額

57

兆 十億 百万 千 円

000

収入割

収入金額

58

兆 十億 百万 千 円

000

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業

所得割

所得金額

59

兆 十億 百万 千 円

000

付加価値割

付加価値額

60

兆 十億 百万 千 円

000

資本割

資本金等の額

61

兆 十億 百万 千 円

000

収入割

収入金額

62

兆 十億 百万 千 円

000

㉖のうち見込納付額

63

兆 十億 百万 千 円

000

差引

64

兆 十億 百万 千 円

000

摘要

課税標準

税率(100)

税額

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の  
所得割に係る特別法人事業税額

65

兆 十億 百万 千 円

000

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の  
収入割に係る特別法人事業税額

66

兆 十億 百万 千 円

000

法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の  
収入割に係る特別法人事業税額

67

兆 十億 百万 千 円

000

合計特別法人事業税額

65+66+67

68

兆 十億 百万 千 円

000

仮装経理に基づく特別  
法人事業税額の控除額

69

兆 十億 百万 千 円

000

既に納付の確定した当期  
分の特別法人事業税額

70

兆 十億 百万 千 円

000

この申告により納付  
すべき特別法人事業税額  
㉖-㉖-㉖

71

兆 十億 百万 千 円

000

租税条約の実施に係る  
特別法人事業税額の  
控除額

72

兆 十億 百万 千 円

000

㉖のうち  
見込納付額

73

兆 十億 百万 千 円

000

差引

74

兆 十億 百万 千 円

000

資本金の額  
(外貨)

資本準備金の額  
(外貨)

資本剰余金の額  
(外貨)

前事業年度の  
法人区分

イに掲げる法人